

**「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託  
公募型プロポーザルに係るプレゼンテーション審査会開催要領**

1. 目的

「滋賀県子ども基本条例」周知・啓発事業委託について、最も効果的である企画案を選択し、業務委託する業者を決定することを目的とした公募型プロポーザルにかかるプレゼンテーション審査会を実施する。

2. 日時 令和7年6月4日（水）（予定）

3. 審査委員

|                     |    |
|---------------------|----|
| 子ども若者部子ども若者政策・私学振興課 | 課長 |
| 子ども若者部子どもの権利室       | 室長 |
| 知事公室広報課             | 参事 |
| 教育委員会事務局幼小中教育課      | 主査 |

※ただし、委員にやむを得ない事情があるときは、委員が指名するものをもって委員と認める。

4. 審査の項目・観点および点数

- (1) 各審査委員の持ち点は100点として、総合得点は400点（100点×4人（審査委員））とする。
- (2) 審査および配点は「(別表) 審査基準」のとおりとする。

5. 審査方法

提出のあった企画提案書等に基づき、プレゼンテーション等による審査を行う。

(1) プレゼンテーションおよび採点

プレゼンテーションは1団体につき5分程度とする。その後、質疑応答を5分程度行う。1団体のプレゼンテーションが終了するごとに、採点を行う。

(2) 採点審査

(1)における各審査委員の審査結果を集計し、総合点が最も高かったものを、当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者として選定しない。

◇（別表）審査基準

| 項目              | 審査の視点                                                                                                                                                             | 評価点 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 企画内容            | ① パンフレットの作成について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。<br>・各対象者に合わせた、わかりやすいパンフレット作成の提案があるか。<br>・各対象者に合わせた、興味・関心を引くパンフレット作成の提案があるか。<br>・子どもの意見の反映方法、子どもの作成へのかかわりについて優れた提案があるか。 | 39  |
|                 | ② ワークショップの開催について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。<br>・ワークショップの内容に優れた提案があるか。<br>・子どもが意見を出しやすい工夫や環境づくりの提案があるか。<br>・募集方法や会場選択、ファシリテーターの選択に優れた提案があるか。                       | 18  |
|                 | ③ インターネット広告等を用いた周知・宣伝方法について、事業の目的の達成に向けた効果的な提案がされているか。                                                                                                            | 8   |
| 実現可能性           | ④ 事業の役割分担を明確にし、効率的かつ確実に遂行できるスケジュール、実施体制となっているか。                                                                                                                   | 10  |
|                 | ⑤ 類似事業の取組実績があり、期待できるか。                                                                                                                                            | 10  |
| 価格妥当性           | ⑥ 経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか                                                                                                                                    | 10  |
|                 | ・ 予定価格の80%未満 …10点                                                                                                                                                 |     |
|                 | ・ 予定価格の80%以上85%未満 … 8点                                                                                                                                            |     |
|                 | ・ 予定価格の85%以上90%未満 … 6点                                                                                                                                            |     |
|                 | ・ 予定価格の90%以上95%未満 … 4点                                                                                                                                            |     |
|                 | ・ 予定価格の95%以上 … 1点                                                                                                                                                 |     |
| 社会政策面での事業者の取り組み | ⑦ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。                                                                                       | 1   |
|                 | ⑧ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。                                                                                                                | 1   |
|                 | ⑨ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。                                                                              | 1   |
|                 | ⑩ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。                                                                                                                             | 1   |
|                 | a.障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている。                                                                                                                       |     |
|                 | b.障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している。                                                                                                                          |     |
|                 | c.「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている。                                                                                                                                         |     |
|                 | d.障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている。                                                                                                                  | 1   |
|                 | ⑪ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。                                                                                                                            |     |
|                 | a.国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証                                                                                                                                |     |
|                 | b.一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録                                                                                |     |
|                 | c.特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録                                                                                                                 |     |
|                 | d.一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証                                                                                                                                    |     |
| 合計              |                                                                                                                                                                   | 100 |